

(介 156)

平成 27 年 2 月 25 日

都道府県医師会

介護保険担当理事 殿

日本医師会常任理事

鈴木 邦彦

地域リハビリテーション活動の推進について（協力依頼）

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

先般成立した医療介護総合確保推進法において、市町村が実施主体である介護予防・日常生活支援総合事業に「地域リハビリテーション活動支援事業」が位置づけられました。

地域リハビリテーション活動支援事業は、地域における介護予防の取組みを強化し、自立支援に資することを目的に、リハビリテーション専門職等が、通所・訪問・地域ケア会議・住民が運営する通いの場等において技術的助言を行う事業とされております。

当該事業に参加するリハビリテーション専門職は、医療機関等の従事者が想定されていることから、今般、日本リハビリテーション病院・施設協会、日本理学療法士協会、日本作業療法士協会、日本言語聴覚士協会より、本会宛てに、こうした活動および各都道府県医師会に対して説明等に伺うことへの理解、協力依頼がありました。

つきましては、貴会におかれましても本内容をご了知いただき、貴会傘下の郡市区医師会への周知と併せ、今後、上記傘下の団体より貴会および貴会傘下の郡市区医師会へ連絡・相談等があった際には、当該事業の趣旨をご理解の上、各職種が独自に取組みを進めることのないよう、適切な指導方宜しくお願い申し上げます。

（添付資料）

・地域リハビリテーション活動の推進について（協力依頼）

（平 27. 2. 18 一般社団法人日本リハビリテーション病院・施設協会会長 栗原正紀、公益社団法人日本理学療法士協会会長 半田一登、一般社団法人日本作業療法士協会会長 中村春基、一般社団法人日本言語聴覚士協会会長 深浦順一）



平成27年2月18日

公益社団法人 日本医師会
横倉 義武 会長 殿

一般社団法人 日本リハビリテーション病院・施設協会
会長 栗原 正純

公益社団法人 日本理学療法士協会
会長 半田 一登

一般社団法人 日本作業療法士協会
会長 中村 春基

一般社団法人 日本言語聴覚士協会
会長 深浦 一順



地域リハビリテーション活動の推進について（協力依頼）

地域リハビリテーション活動の推進につきましては、日頃よりご支援を賜り厚く御礼を申し上げます。

さて、団塊の世代が75歳以上になる2025年に向けて、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築が喫緊の課題となっています。昨年6月には、医療介護総合確保法が成立し、市町村が実施主体である介護予防・日常生活支援総合事業に、「地域リハビリテーション活動支援事業」が位置づけられました。当該事業では、リハビリテーション専門職が、通所、訪問、地域ケア会議、住民運営の通いの場等へ関与して技術的助言を行うことにより、自立支援に資する取組を推進することが目的とされています。我々リハビリテーションを担う関連団体としましては、地域のニーズを踏まえた上で、一致協力して、当該事業を活用して、しっかりと役割を果たしていきたいと考えております。

つきましては、貴会のご支援のもと地域リハビリテーション活動を一層推進してまいりたいと考えおりますので、是非ともご支援を宜しくお願い致します。

また、それぞれの都道府県士会におきましては、都道府県医師会および郡市区医師会のご支援のもとで事業への取組みを推進していくことが重要であるとと考えております。そこで是非とも貴会より各都道府県医師会および郡市区医師会に対しまして私どもの活動へのご理解・協力要請をお願い申し上げます。